

「エンジェル税制を活用した 税の控除優遇制度について」

エンジェル税制とはベンチャー企業への投資を促進するために、平成9年(1997年)の税制改正で新設された税の優遇制度です。

この制度を用いて戦略的に上限額(*)800万円全額を所得から控除する仕組みについて解説します。

(*)限度額 総所得金額の40%、もしくは800万円限度のいずれか低い方

講師

久松 弘季

En and En Hawaii LLC 代表
株式会社AceMaker 取締役
株式会社アダプトエッジ 執行役員



日時
場所

2024年 12月 9日(月) 18:30 - 20:00
大同生命ビル10階(京都市中京区烏丸三条下る)

参加費

会員：無料 / 一般：5,000円

お申し込み
お問い合わせ

一般社団法人 相続・事業承継・信託アシストアソシエーション

TEL : 075-223-6626 FAX : 075-223-3620

または、裏面をご覧ください。